

自治会連合会定例会(10月)

書面開催



浦安市自治会連合会

URAYASU FEDERATION OF LOCAL COMMUNITY ASSOCIATIONS

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。

1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。

1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。

1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。

1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあうまちにしましょう。

(昭和56年4月1日制定)

浦安市民の歌 (海と緑のまち)

山本詳子 作詩 作曲
岩谷時子 補作 親泊正昇 編曲

一、希望の虹を 明るく架けて

清く流れる 境川よ

海辺のまちの 歴史を長く

伝えておくれ とこしえまで

今おおきく 羽ばたくまち

新しいふるさと みんなの浦安

二、明日の夢を 語る二人に

緑あふれる 並木路よ

小鳥が歌う 枝に花咲く

青春の幸せ まちの栄え

今かわそう 愛の言葉

自然のふるさと みんなの浦安

三、世界へつづく 青い海原

海の香りは さわやかだよ

あなたも君も まちで暮らして

いつも心は 一つなのさ

今ここには 未来がある

伸びゆくふるさと みんなの浦安

自治会連合会定例会

議題1 第3回研修会・勉強会について

議題2 浦安市自治会連合会表彰対象者の推薦について

議題 1 第 3 回研修会・勉強会について

- 1 目的 自治会連合会の基本的な事業について知り、理解を深めること
他の自治会活動を参考に、各自治会活動に活かせること
同じ境遇である新会長どうしの横の繋がりを構築すること
- 2 日時 令和 6 年 12 月 14 日（土）
- 3 内容 9：10 受付開始
9：30 開会
9：40 第 1 部 事例紹介①（北栄三丁目自治会）
9：55 質疑応答
10：05 事例紹介②（レジアスフォート新浦安自治会）
10：20 質疑応答
10：30 第 2 部 市長講話
～休憩～
11：10 第 3 部 意見交換会
12：00 解散
- 4 場所 浦安市文化会館 3 階大会議室
- 5 対象 自治会長及び自治会長が必要と認めた者
※会場の収容人数を超える場合は人数を制限させていただきます。
- 6 申込み 出欠席の回答は、原則として Google フォームにてお願いします。
Google フォームでの回答ができない方は、別紙 1 「研修会・勉強会申込書」を窓口・郵送又は FAX にてご提出ください。

Google フォーム URL

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScpM5f1TNm4tbd0an5Nd_L_10qJkd6CabQkVea8QSD7Xtbpxg/viewform?usp=sf_link



※可能な限り Google フォームでの回答にご協力をお願いします。

7 回答期限 令和6月11月3日（日）

※グループ分けの都合上、欠席の場合も必ずご回答ください。
また、第3部前に早退する場合は、出欠回答時に申告してください。

議題 2 浦安市自治会連合会表彰対象者の推薦について

自治会活動の発展に寄与された方々を表彰するため、次ページの浦安市自治会連合会表彰規程第3条第1項をご確認のうえ、各自治会において同条同項第3号及び第4号に該当する方々の回答をお願いいたします。

※令和5年度から表彰規程を改正したため、お間違えの無いようお願いいたします。

- 1 回答方法 Google フォームで回答していただくか、別紙2「表彰推薦書」を窓口・郵送又はFAXにてご提出ください。

Google フォーム URL

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdzYct1EpulXjSr1yR-g2SK1Hb1hFGpP2dtRZ00yIJfalI0cA/viewform?usp=sf_link



※可能な限り Google フォームでの回答にご協力をお願いします。

- 2 回答期限 令和6年11月3日(日)

※第2号規定の自治会長の退任者(前自治会長)については、事務局で把握していますので、推薦は不要です。

※推薦者がいない場合は、推薦書の対象者氏名に「該当者なし」と記入し、提出をお願いします。

<提出先・問い合わせ先> 浦安市自治会連合会事務局
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
浦安市役所地域振興課内
電 話 : 047-712-6246 F A X : 047-351-8600

浦安市自治会連合会表彰規程（抜粋）

第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 連合会会長・副会長・幹事・会計監査及び会計・庶務の職を退職した者。
- (2) 各地区の自治会長を勤続2年以上で退職した者。
- (3) 役員（役員会への参加が求められる役職）を勤続4年以上で退職した者。
- (4) 班長以上の役員の勤続期間が6年以上となる者。以後6年ごとに同様とする。
- (5) その他特に、連合会会長が表彰することが適当であると認めた者。

2 前項第1号から第3号までに規定する「退職した者」とは、前年度中に退職した者をいう。